

工事・業務名【 中部管内道路標識補修工事(R8)

】

設計図書等に係る質問について

令和 8年 9月 24日

中部土木事務所長 殿
(FAX937-2510)

住所
商号又
氏名

回答方法 (FAX・郵便) : FAX番号又は住所 ()	
質問内容	1、 工事規模(請負金額4500万円以下専任不要)から専任不要な工事とおもわれますが、他工事との他工事との兼任は可能ですか？ 2、 他工事の、現場代理人兼主任技術者を本工事の現場代理人兼主任技術者として、兼任は可能ですか？ 3、 また、兼任可能な場合、標識資材製作中や、現場搬入までの期間など、他工事との現場施工が重ならない等、調整が可能な場合、複数の工事を兼任(現場代理人兼主任技術者)できますか？ (担当者名・連絡先記入)
回答	1 : 特記仕様書33条に該当しない場合専任を要しません。他工事の兼任については建設業法施行令第27条第2項及び「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて(改正)」(国土交通省)等を踏まえ適切に配置してください。 2、3 : 上記1のとおり、兼任する場合、関係法令等を踏まえ適切に配置してください。

※質問が欄内に収まらない場合及び資料がある場合については、適宜の用紙を使用してください。